

# 重要事項説明書



学校法人堀口学園  
幼保連携型認定こども園  
**昭苑こども園**

# 幼保連携型認定こども園 昭苑こども園 重要事項説明書

教育保育の提供の開始にあたり、本園が説明すべき内容は、次の通りです。

## 1. 施設の目的及び運営の方針

### (1) 設置主体

名称 学校法人堀口学園  
住所 千葉県印旛郡酒々井町東酒々井一丁目1-105  
設置者 理事長 堀口路加

### (2) 施設の概要

名称 幼保連携型認定こども園 昭苑こども園  
住所 千葉県印旛郡酒々井町東酒々井一丁目1-105

### (3) 目的及び運営の方針

ア 昭苑こども園（以下「本園」という。）はキリスト教精神に根ざし、聖書の教えに立脚して、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

イ 本園は以下の法令及びその他関連法令を遵守します。

- ・教育基本法（平成18年法律第120号）
- ・就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下、「認定こども園法」という。）
- ・子ども子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ・千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設置及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第41号。以下、「認可基準」という。）

## 2. 本園における施設・設備等の概要

### (1) 施設

敷地	敷地全体	3,882.59㎡		
	園庭	1,760.85㎡		
園舎		1号館	2号館（1・2階）	3号館
	構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	664.58㎡	524.88㎡	420.40㎡
	階数	2階建	4階建	2階建
	建築年月日	平成26年2月	昭和54年8月	平成23年3月

### (2) 主な設備

設備	部屋数	用途
ほふく室	1室	うた組（0歳児クラス）
乳児室	1室	そら組（1歳児クラス）
保育室	7室	ほし組（2歳児クラス） にじ組・はと組（3歳児クラス）2室 すみれ組（4歳児クラス）2室 ひまわり組（5歳児クラス）2室
遊戯室	1室	（2号館2階）
調理室	1室	（3号館1階）

特別教室	2室	(2号館1階)
------	----	---------

### 3. 提供する教育・保育の内容

#### (1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省公示第1号）に基づき、教育・保育その他の便宜の提供を行います。

#### (2) 保育方針と保育目標

すべての人は例外なしに「神によって創造された存在である」という理解に立って、神を愛し、自然を愛し、人間を尊ぶことが人間性の基礎です。昭苑こども園はこの視点に立ち、次の四つを設置する園の基本方針とします。

- 1 心の清い正直な人間・・・良心教育
- 2 心の豊かな明るい人間・・・情操教育
- 3 からだの丈夫な強い人間・・・健康教育
- 4 動作の機敏な人間・・・安全教育

そして、これを実践し、具体化するため、乳幼児一人ひとりの主体性（自立心・自律心、自主性）を重んじ、社会性の芽生え（協調性・連帯性・責任意識）を育て、個性が伸びる創造性（興味、集中力、探究心）のある子どもを育成することを保育目標とします。

#### (3) 本園の主な年間行事は下記の通りです。

月	園行事	月	園行事
4	入園・進級式（幼児新入児、3歳児への進級児） 進級式（4・5歳児） 学年別懇談会	10	運動会 衣替え 内科検診② 歯科検診② 5歳児文字指導（～3月） 幼児組交通安全教室
5	尿検査 まち保育（園外散歩） さつまいも、野菜の苗植え ひまわり等の種まき チーバくとあそぼう	11	どんぐり祭り（作品展） 収穫感謝祭（5歳児園庭いもほり） 総合避難訓練 ちゅうりっぷ球根植え まち保育（園外散歩）
6	衣替え 花の日（地域交流） 内科検診① 歯科検診① まち保育（園外散歩） 学年別保育参観	12	アドヴェント献金 クリスマス祝会 2学期終業式
7	幼児水遊び 夏まつり 1学期終業式 希望者個人面談（～8月）	1	3学期始業式 おもちつき体験 まち保育（園外散歩） 希望者個人面談（～2月）
8	8月 乳児水遊び 1号夏期保育 5歳児お泊まり会（感染症拡大時・代替：月夜のお楽しみ会）	2	節分豆まきごっこ 次年度クラス発表、教材配布 5歳児卒園記念親子イベント
9	2学期始業式 移動動物園 まち保育（園外散歩）	3	保育総合発表会 まち保育（園外散歩） 5歳児卒園式 3学期終業式

1 避難訓練は毎月1回実施します。

- 2 身体測定は毎月1回実施します。
- 3 消防署の指導による総合避難訓練は年1回（11月）実施します。
- 4 幼児組の交通安全指導は、まち保育（園外散歩）実施月及び10月に実施します。
- 5 園庭開放は毎月1回、子育て相談は随時、実施します。
- 6 連絡委員会は毎月1回実施します。（但し、4月、8月、12月は除く）
- 7 誕生会は毎月又は2ヶ月に1回実施します。
- 8 3歳児以上の幼児組の希望者を対象に保護者1日先生体験日を夏休み期間に実施します。自分の子どもが所属するクラスに10時から14時に入ります。実費負担にて給食を注文し試食することもできます。
- 9 各行事の開催時期については別途お知らせ致します。

(4) 1日のおおまかな流れ

時刻	3歳以上児		3歳未満児 (3号認定)
	教育時間認定 (1号認定)	保育時間認定 (2号認定)	
7:00	朝の時間外保育		
7:30	一時預かり保育	順次登園 遊び	順次登園 遊び
9:00	順次登園		朝のおやつ
9:30	遊び		
10:00	朝の体操、遊び		遊び
11:00			給食
11:30	給食		午睡
12:00			
12:45	遊び		
14:00	降園	午睡	おやつ
15:00	一時預かり保育		
16:00		おやつ	遊び
16:30		遊び	
18:30	順次降園	順次降園	順次降園
19:00	夕方の時間外保育		

(5) 食事の提供

ア 提供方法

- 給食 自園調理にて提供します  
 幼児おやつ 自園調理又は市販品の提供  
 乳児おやつ 自園調理又は市販品の提供

イ 提供内容

献立表は毎月別途お知らせします。

- ・教育時間（1号認定）の園児  
給食を提供します。  
給食代を負担して頂きます。但し、弁当持参も可能です。（変更は月単位）
- ・保育時間認定（2号認定）の園児  
給食と補食（午後のおやつ）を提供します。  
給食代とおやつ代を負担して頂きます。
- ・保育時間認定（3号認定）の園児  
給食と補食（朝のおやつ、午後のおやつ）を提供します。  
給食代とおやつ代は保育料に含まれています。

#### ウ 提供時間

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

認定区分	給食	補食（おやつ）	備考
1号認定	11時30分頃	なし	提供より2時間を超える場合は保管、持帰りはしないで処分します。
2号認定	11時30分頃	16時頃	
3号認定	11時頃	9時30分頃及び15時頃	

#### エ 食物アレルギー等への対応

医師の診断、指導のもとに食事対応を相談させていただきます。

※上記を問わず、行事参加の際など、お弁当の持参をお願いすることがあります。

※宗教上の理由で特定の食材の除去が難しい場合、お弁当持参をお願いすることがあります。乳児組では給食代の返金はありませんので予めご了承下さい。

※未接種食材は事前または入園前に各家庭にてアレルギー反応の有無を確認して下さい。園から指定された時期に確認をしていなかったために発生した給食中のアレルギー事故については、園は責任を負いかねますので予めご了承下さい。

#### (6) その他

- ・災害等により電気ガス水道等のライフラインが止まった時や、給食室の職員が感染症に罹患し療養がする時などに、休園又はお弁当の持参をお願いすることがあります。
- ・行事の平日開催に伴い、その日の幼児組の給食及びおやつを代替のプレゼント等に変更することがあります。その日の午後に保育を希望する場合は、各家庭で昼食を済ませ、必要に応じておやつを持参して指定時刻以降に登園して下さい。

#### 4. 職員の職種、員数及び職務の内容

職員の職種、員数及び職務の内容は以下の通りとします。

職員の職務内容は認定こども園、その他の関係法令の定めるところによることとします。ただし、入所する園児数により認可基準の範囲内で変動があるものとするとともに非常勤職員について常勤換算後の員数とします。

職種	員数	職務の内容
園長	1人（常勤専従）	園務をつかさどり、所属職員を監督する。
主幹保育教諭	2人（常勤専従）	園長を助け、地域の子育て支援を行うとともに、教育・保育の内容について他の保育教諭を統括する。
保育教諭	入園園児数によって以下の基準以上の数の職員を配置する。 満1歳未満児の園児3人につき1人 満1歳以上満3歳未満の園児6人につき1人 満3歳以上満4歳未満の園児20人につき1人 満4歳以上の園児30人につき1人 保育教諭は専従とする。	園児の教育・保育に直接従事する。
栄養士	3人	・毎月の献立表の作成および、給食及び補食を調理する。
調理員	1人	・栄養士の作成した献立に基づき、給食及び補食を調理する。
事務員	1人	園会計における経理事務及び給付費等の請求事務等を行う。
園バス運転手	1人	園児送迎バスの運転及び時刻表の作成管理、送迎用車両の清掃、整備をする。
学校医	1人	園児の健康管理、健康診断の実施。環境衛生、感染症等の予防等について指導及び助言等する。
学校歯科医	1人	園児の健康管理、歯科検診の実施。齲歯等の予防措置の実施等。
学校薬剤師	1人	環境衛生、薬品管理に関する指導及び助言、検査の実施等。

5. 教育・保育を行う日及び時間帯

本園において教育・保育を提供する日及び時間は、以下の通りとします。但し、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除きます。

なお、下記以外の時間帯において、やむを得ない事由により保育が必要な場合は、保育認定を受けた園児に対し7時から7時30分、18時30分から19時の範囲内で延長保育を提供します。（別途利用者負担が発生します。）

認定区分	提供日	提供時間
教育標準時間認定（1号認定）	月曜日～金曜日	9:00～14:00
保育標準時間認定（2・3号認定）	月曜日～土曜日	7:30～18:30
保育短時間認定（2・3号認定）	月曜日～土曜日	8:30～16:30

6. 利用者負担額等

(1) 本園が徴収する利用者負担額の内容は以下の通りとします。

ア 園児が居住する市町村が定める額の利用者負担額を基本保育料としてご負担頂きます。但し、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯、1号満3歳、3歳児以上の幼児は基本保育料が無料になります。

イ 上記の基本保育料のほか、本園の利用において通常必要とされるものに係る費用として、次の通り実費相当額をご負担頂きます。

費用の種類	納付額	徴収の目的	納付時期	対象
学校安全・災害共済給付制度加入（年間保険）	285円	園内事故発生時の補償のため	4月12日	全園児
教育・保育教材費	別紙参照	教育保育活動使用のため	年1回（入園及び進級時）	全園児
制服類	別紙参照	生活習慣取得の一環として	入園時	1・2号幼児
体操服類	別紙参照	生活習慣取得の一環として	入園時	1・2号幼児
特色ある教育のための月特定負担額	1,000円	昭苑こども園ならではの教育保育の質の向上のため	毎月12日	1・2号幼児
給食代	5,300円	給食（主食・副食）	毎月12日（7・8月を除く）	1号幼児
	7,100円	給食（主食・副食）、おやつ	毎月12日	2号幼児
	1,500円	主食費	毎月12日（1号は7・8月を除く）	副食費免除者
卒園積立金	1,700円	卒園アルバム制作、お別れ会等	毎月12日	1・2号5歳児のみ
バス代	2,600円	町内バス送迎	毎月12日	1号満3歳児・幼児の園バス送迎希望者
	3,700円	町外バス送迎		

※物価変動の影響により徴収額を変更する場合があります。

※副食費の免除について

○給食費の免除

年収360万円未満相当の世帯及び全階層の第3子（※）以降は、副食費が免除されます。

（※）年収360万円相当以上の世帯は、第3子の考え方について、兄、姉が保育園等に入所しているなどの要件があります。

○金額の根拠

（1）主食費月額 1,500円

（2）副食費月額 5,600円（給食3,800円、おやつ1,800円）

給食費月額7,100円

1日単価355円×20日＝7,100円（おやつ代含む）

※1号幼児の給食代は夏休み、冬休み、春休みがあるため7月8月を除く10ヶさせて頂きます。

※1号幼児で夏休み、冬休み、春休みを利用し、給食を希望される場合は、別途事前アンケートにより希望を園に提出し、決められた回数分の給食費を事前に納付するものとします。

○月途中の入退園

月途中の入退園の場合の給食費の取り扱いは以下の通りとします。

入園：その月に食べる予定の回数分を集金させていただきます。

退園：前月20日までに申請があった場合のみ日割り計算で返金します。

○その他長期欠席の場合

（1）長期欠席で一度も給食を食べなかった場合で、事前に届出があった場合 全額返金

（2）前月20日までに申請があった場合、集金なし

※上記の他、次の事項についてご負担頂くことを予定しています。

・行事写真代（写真のヒガサ撮影のスナップ写真、希望者向け）

・行事DVD代（千葉ビデオ撮影のDVD、希望者向け）

・5歳児年長お泊まり会費用（実施後、実費を参加者全員で均等割負担）

・年間購読希望絵本代（チャイルド、フレーベル、こどものとも社等の絵本、年間購読希望者向け）

・その他（肝油ドロップ、六角知能はし等）の希望者向け販売

※上記に掲げるもの以外に費用が発生する場合には、その目的や金額等について園だより等で事前に説明します。

ウ 教育標準時間認定（1号幼児）預かり保育料

教育標準時間認定の園児が通常保育以外の預かり保育を利用する場合は、次の利用用をご負担頂きます。

時期・時間帯	金額
教育時間前（7:30～9:00） 月～金、夏休み、冬休み、春休みを含む	5分以上30以内の利用毎に75円
教育時間後（14:00～18:30） 月～金、夏休み、冬休み、春休みを含む	5分以上30分以内の利用毎に75円 但し、朝と帰りの時間の合算はせず、それぞれに料金を計算します。
土曜日	保育提供はしません。

※新2号認定の預かり保育料の無償化に必要な手続きは、酒々井町子ども課が定める方法によって進めて下さい。添付書類として必要な領収書は園から毎月20日前後に配布させていただきます。

エ 延長保育料

保育時間認定の園児（2号幼児、3号乳児）が延長保育を利用する場合は、その利用時間

に応じて酒々井町子ども課の定める下記の延長保育料をご負担頂きます。

曜日	保育時間	時間外保育			料金	月額例
月～金	標準	7:30-18:30	7:00-7:30	18:30-19:00	30分	朝30分、夕30分で 月額1,200円
	短時間	8:30-16:30	7:00-8:30	16:30-19:00	600円	
土曜日	標準	7:00-17:00	時間外は発生しません		30分	8:00-17:00の利用で 月額240円
	短時間	8:30-16:30	7:00-8:30	16:30-17:00	120円	

※利用日数にかかわらず、上記月額料金となります。(日割り計算はしません)

※お迎えが19時(月～金)、17時(土曜日)を過ぎる場合、30分まで300円、60分まで800円の超過料金を徴収させていただきます。これは規定の時間を超えての時間外保育を容認するものではありませんので予めご了解ください。

## (2) 利用者負担額等の納付方法

本園で発生する費用については下記の方法により納入して下さい。

### ア 口座振替(3号乳児)

当園指定の金融機関(京葉銀行)に口座を作り、口座引き落としの手続きをして下さい。

※保育料徴収に係る金融機関への手数料は園が負担します。但し、残高不足等、保護者の都合により引き落としが出来なかった場合の再度の引き落とし手数料等は保護者負担とさせていただきます。

### イ オンライン決済(1・2号幼児)

当月分の請求を毎月12日(12日が土日の場合は翌日)、スマートフォン専用アプリへ通知しますので、請求内容を確認の上、当月末までにクレジットカードまたはコンビニ決済にてお支払い下さい。

### ウ 現金

費用発生の都度、〆切期限内にお支払い下さい。

エ 指定された月の支払いが翌月になる場合、所定の延納願を月末までに提出して下さい。

オ 指定された月の支払いが期限を過ぎても遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず30日以内にお支払い頂けない場合には督促状を送付し、1ヶ月以内に未納分をお支払い頂けない場合は契約の解除を勧告させていただきます。契約解除後も未納分の支払い義務は免除されるわけではありませんので予めご了解下さい。

カ 年度末3月の滞納があり、支払いの見込みがない場合、進級や卒園を見合わせて頂くことがあります。

## 7. 利用定員

本園の総定員は173名とし、内訳は次に掲げる通りとします。

- (1) 教育標準時間の認定を受けた園児 60名
- (2) 保育時間の認定を受けた満3歳以上の園児 65名
- (3) 保育時間の認定を受けた満1歳以上満3歳未満の園児 36名
- (4) 保育時間の認定を受けた満1歳未満の園児 12名

ただし、認可基準の範囲内で、上記に定める定員を超えて受け入れることがあります。

## 8. 利用の開始及び終了に関する事項

### (1) 各種手続きについて

#### ア 入園に関する手続き

入園時には以下の書類をご提出下さい。

提出先	昭苑子ども園	酒々井町子ども課
1号	・入園願書 ・保護者緊急連絡票	・施設型給付費・地域保育給付費等 教育・保育給付認定申請書兼入園申込書 ・児童の健康状態調査票
2号・3号	・入園願書	・施設型給付費・地域保育給付費等



		教育・保育給付認定申請書兼入園申込書 ・保護者緊急連絡票 ・保護者就労証明書 ・児童の健康状態調査票
--	--	---

イ 退園に関する手続き

退園する場合には前月の10日までに園に知らせると共に、「退園届」を園に提出して下さい。酒々井町こども課には「施設型給付費・地域保育給付費等支給認定証返還届」に認定書を添付して提出して下さい。

(2) 教育・保育の提供の終了について

本園は、以下に掲げる場合には、教育・保育の提供を終了致します。

ア 園児が小学校に就学するとき

イ 子ども子育て支援法における支給認定の要件に該当しなくなったとき

ウ その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

9. 学校医等

(1) 内科

医療機関の名称	医療法人社団新虎の門会 酒々井虎の門クリニック
医院長名	大前 利道
所在地	印旛郡酒々井町飯積2-8-9
業務内容	在籍する乳幼児の内科検診の実施（年2回）

(2) 歯科

医療機関の名称	おがた歯科医院
医院長名	尾形 聡
所在地	印旛郡酒々井町中央台2-19-7
業務内容	在籍する乳幼児の歯科検診の実施（年2回）

(3) 薬剤師

薬局名称	(有) ひまわり薬局
薬剤師名	石井 美帆子
所在地	印旛郡酒々井町東酒々井1-1-73
業務内容	園で使用する医薬品並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し、必要な指導と助言を行う。在園児の健康

10. 緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1) 園児の病状急変等の対応について

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、園医又は保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡します。

(2) 非常災害時の対策等について

非常時の対応	別途定める消防計画により対応します、。		
災害時の避難場所		乳児	幼児
	火災・地震等	第1避難所	乳児用園庭 幼児用園庭 階段前
		第2避難所	梅の木公園

	大規模災害時の避難所	大室台小学校（酒々井町尾上2-2） 中央公民館（酒々井町中央台4-11） プリミエール酒々井（酒々井町中央台3-4-1）
園児の引渡しの方法	お迎え者を事前に確認しておき、本人確認の上引き渡しをします。	

### (3) 管轄する関係機関

消防署	酒々井消防署（酒々井町上岩橋1168 Tel.043-497-0119） 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部（佐倉市大蛇町281 Tel.043-481-0119）
警察署	佐倉警察署酒々井交番（酒々井町酒々井898-7 Tel.043-496-3964） 佐倉警察署（佐倉市表町3-17-1 Tel.043-484-0110）

## 11. 要望・相談及び苦情の受付

本園では要望・苦情に係る窓口を以下の通り設置しています。

当園ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 主幹保育教諭 土屋木綿子 喜多山文子</li> <li>・ご利用時間 8：30～17：15</li> <li>・電話番号 043-496-3238</li> <li>・ファックス 043-496-3244</li> </ul> 担当者が不在の場合は当園の園長までお申し出下さい。
解決方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付した内容を苦情解決責任者（園長）と第三者委員に報告（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）</li> <li>・解決のための話し合い 責任者は申出人と誠意をもって話し合い、解決に努める その際、第三者委員の助言及び立ち合いを求めることができます</li> <li>・解決できない内容は千葉県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。</li> </ul>
第三者委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小早稲 美穂 連絡先：miho-khs.ailes@shoen.ed.jp</li> <li>・林 華子 連絡先：hanako-hys.ailes@shoen.ed.jp</li> </ul>

## 12. 虐待の防止

### (1) 職員の虐待防止のための措置

園児に対する虐待を防止するため職員に対する研修を定期的に行います。

### (2) 家庭における虐待防止のための対応

虐待の前兆を見逃さないよう園児や家庭の様子に注意を払うと共に、必要に応じ、関係期間への通告等をします。また、職員と保護者の交流を通じ、育児への不安や悩みに対し支援をし、育児の負担感を軽減します。

## 13. 保険に関する事項

本園では以下の保険に加入します。

保険の種類	学校安全・災害共済給付制度 （独立行政法人日本スポーツ振興センター）
保険の内容	保育中に発生した怪我及び事故に伴う治療費
保険金額	年額285円（金額は年度により変更されることがあります）
補償金額	給付の対象となる災害の範囲と給付金額の概要の表に基づき支給（入園のしおり参照）

## 14. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 正当な理由がない限り、教育・保育の提供にあたって知り得た園児及びその家族の個人情報（マイナンバーを含む）を他者へ公表しません。
- (2) 園児の居住市町が認定する毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

15. 留意事項

当該重要事項説明書の記載事項に変更が生じる場合には、事前にご説明致します。

備考

この重要事項説明書の内容は2022年11月26日理事会にて制定し、4月1日に遡及して施行します。

2.この重要事項説明書の内容は2023年3月18日理事会にて制定し、2023年4月1日より施行します。

## 昭苑こども園利用契約書

昭苑こども園（以下「当該施設」という。）と支給認定子ども及びその支給認定保護者（以下「保護者等」という。）は、保護者等が当該施設を利用することに関し、次のとおり契約を締結する。

- 1 当該施設は、保護者等に対して発行されている支給認定証の内容を確認した上で、特定教育・保育を保護者等に提供することとする。
- 2 保護者等は、当該施設が説明した運営規程その他の「重要事項」の内容について同意し、これらに定められた保護者等の義務（利用者負担その他の費用の支払いを含む。）を履行することとする。
- 3 この契約の有効期間は、入園日卒園予定日までとする。
- 4 当該施設は、本契約にかかる内容に変更があった場合、その内容について保護者等に説明し、同意を得ることとする。

上記の内容を証するため、本書2通を作成し、当該施設と保護者等の双方が自署又は記名押印の上、各自1通を保有する。

2023年 月 日（契約締結日）

### 【当該施設】

（※公印省略）

事業者（名称）・代表者※（氏名）：学校法人堀口学園 理事長 堀口路加  
施設（名称）： 幼保連携型認定こども園 昭苑こども園  
施設（所在地）： 千葉県印旛郡酒々井町東酒々井1-1-105  
園長・管理者（氏名）： 園長 堀口義也

### 【保護者等】

（※自署につき押印省略可）

支給認定保護者※（氏名）： \_\_\_\_\_

支給認定子ども（氏名）： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_